

人口問題研究所  
研究資料第六六號

昭和二十五年二月一日

フランス国立人口問題研究所の組織と研究の概要について

厚生省・人口問題研究所



ば し が き

本輯はフランス国立人口問題研究所の概要を全研究所発行の要覧により紹介したもので、黒田枝官の執筆による。なお右要覧の詳細な完訳も追つて印刷に附する予定である。

昭和二十五年十二月一日

人口問題研究所

内 容

一	研究所の概要	一
二	組織と方法	三
三	研究成果	五
四	中央研究機関の必要性	七
附 録	一 国立人口問題研究所條令	二
	二 国立人口問題研究所の行政組織に關する	
	一九四六年二月十一日の法律四六一一七四号	四
	三 国立人口問題研究所専門技術委員会構成委員	六

## フランス国立人口問題研究所組織と研究の概要

先進欧米諸國中最も早く人口増加停滞の現象を示すに至つたのはフランスであることは周知の通りであつて、そのための人口に關する対策乃至研究も古くから熱心に行われてきており、人口問題研究の祖國ともいえるのである。人口の減少、停滞に悩むフランスに対し我が國が人口過剰に關心してゐることは、人口現象自体としては相反關係にあるが、人口学の研究の必要性は兩者いづれの國にとつても國家的重要性をもつものといえるであらう。これに關聯してフランス国立人口問題研究所の組織と活動の概要を知ることがは我が國にとつても極めて有益であらう。

### 一 研究所の概要

国立人口問題研究所は一九四五年十月廿四日の法律によつて創設されたものである。それより少し前一九四五年四月に公衆衛生省に人口・家族總局が設置され、更に公衆衛生省は拡大されて人口・公衆衛生省と与るに至つた。かくて人口・公衆衛生省が行政と研究の二重の機能をもちに至つたのであるが、行政を主体とする同省の研究活動は自ら緊急的な問題に忙殺され、組織的研究の遂行は不充分たるを免れまいたため、前述の如く研究を主体とする「人口問題研究所」が別個に創設されるに至つたのであつて、この吳日本における「人口問題研究所」が厚生省所管の「外局」として設立された経緯に類似しているといふべきであらう。

しかし、人口を恒常的に対象とする独立の省を有するのはフランスのみであつて、同國がいかにかに人口に対し重大關心を有するかを充分に立證するものといえるであらう。

この研究所は前記一九四五年の法律によつて法人格と財政自治權を与えられたのであるが、この

財政自治権は研究独立の條件であると共にその高能率保障とよむものである。

研究所の任務に關しては亦二條に於て次の如く規定している。

「本研究所はあらゆる見地から人口学的諸問題を研究することと任務としてゐる。この目的のために有益な資料、調査の蒐集、調査の実施、外国において実施された調査の検討、人口の量的増大・質的改善に寄与しうる物心兩面のあらゆる手段の研究、人口学的認識の普及を行う。」

本研究所は人口・公衆衛生大臣に直屬し、同大臣の任命する所長がこの運営にあたりと共に行政上の問題については行政審議會、科学的研究上の問題については専門技術委員會の補佐を受けらるのである。

人口に關する科学を全体的に研究するこの研究所はフランスにおける唯一のものであつてその性格は極めて独得のものであつて、外国にもその例は殆んどない。ある意味では我が国の「人口問題研究所」がこれに類似的の機構を有する唯一のものであらう。

以上の如くフランスに於ける人口学的研究は極めて優れたものではあるが、このような総合的研究の歴史は尙新しいのである。しかし研究所には人口問題のいくたの側面に触れるとそれの諸科学の有能な研究員を擁しているのであつて、彼等の大部分は國家の激しい競争を通じて採用される。研究員は現在約二十名であつて、彼等の中には、法学、経済学、哲学、厂史学、文学の教授、技師、医学者、人類学者等がゐる。

最も困難な問題の一つは指導研究員とその補助者の選択である。学問的能力は言うまでもないことであるが、兩眸せるカニの分野における確實なる基礎能力が一般に必要であると共に少くとも一つの外国語を習得していることが要求されるのである。あらゆる場合において能力と能率とが常に

考慮されるのである。

### 三 組織と方法

この研究所に於ては法学者、経済学者、数学者、人口統計学者、生物学者、心理学者、社会学者、歴史学者等の異なつた科学の分野の諸学者が協同して研究するとゆう極めて独得の形式が採用されている。このように研究方式によつて科学的研究の概念は常に更新され、従来科学の各分野を隔絶していた障壁と偏見が排除されるのである。このように総合化の試みは組織と方法に關する問題を提示するであらう。

第一の問題は人口学の研究上、重複と各科学の境界についての干渉の問題が生じまいかとゆう点である。たしかにこの危険は存在するのであるが、これを避けるための努力が払われる。先驗的に人口学の正確な境界を限定することは殆んど不可能であるけれども、人口学は其の他の科学が関心の対象としている領域には解れないのである。ただ総合の完成を考慮する場合は例外である。かくて渾然と限定された特性から生ずる混乱を組織的に排除せんとするのである。

現存の諸機関との研究上の重複の危険については、資料や研究計画の交換によつて極力避けるように努力される。その結果分業が可能となり、最大限の効率と基金の節約が行われる。研究所は人口学的研究に關係のある部局、研究所や組織と直接連繫する。ために一人の連絡員が設置される。

かくて一つの計画が他の機関で実施され或は企画された時には研究所に通報され、研究所はこの研究計画に關しては計画を中止してより高水準の研究に集中することが可能となる。

また色々の事情で必要と基礎的研究が行はれない場合、研究所は自力でその研究を実行するのである。

# 研究調査の手続

研究所における研究調査は、次の三つの場合に基いて実施される。即ち(1)公共当局の要求に基き、(2)専門技術委員会決定に基き、(3)研究所自体の創意に基き。

研究の進行を計るため毎週所長と幹部研究員は会合して情報と見解の交換を行うと共に、他方において定期的に専門技術委員会の意見と勧告を受けらるために会合が行われる。この委員会の委員は個人の資格で任命されるのであつて機関の代表者としてではない。この方式によつて高度の科学的能力を有する人々の協力が確保されるのである。

研究所は最も緊急的且同題の研究に優先性を与える結果基礎理論的研究を犠牲にすることがある。しかしこのことは、研究所が長期的な研究に本質的に関心を有することを妨げるものではない。同様に将来を考慮して優秀な技術者の養成と更新を確保せねばならぬのである。人口学的研究は長期的な研究労苦と慣習的思考の忍耐強い革新を必要とするのである。

研究は、極力国際的分業を考慮に入れて文献を検討した後、始めて着手される。資料目録は最新のものゝ保持する中、資料機関の援助を得て研究者自身から複製する。図書室は外国の研究や雑誌の購入によつて豊富に整理されており、そのあるものは、パリ以外では利用し得ないものもある。一九四九年四月一日現在で蔵書は六七七一冊に達し、そのうち五つの九冊は購入であり、一六六冊は寄贈にかかるとのことであつた。同日現在でフランス等らびに外国雑誌の受領数は二八四でそのうち二一六は研究所の出版物との交換によるものであつた。更に図書室は統計年鑑、国勢調査記録や二九ヶ國の人口動態調査を保有している。

研究所は現在まだ最終の構造に到達してはいないが、現在の機構は充分な弾力性をもっている。



経験をつまみ共にその構造は逐次その組織の要求に応ずる如く改善されつゝある。

「研究要綱」なるものがある。これは研究所の研究活動を要約したものであつて、これによつて組織的研究活動が遂行される。完了せる研究は未究の研究と区別される。時期別の記載、研究項目、責任者、開始時期、完成の予定期日或いは実際の完了期日、目的——公共当局への報告雜誌論文或はパンフレット——が記載される。「研究要綱」は常にかつ毎日決定せる研究の進捗状態を示す。そして研究所の訪問者の閲覧に供するために入口に展示される。

研究員に割りあてられている主要な研究項目は次の如きものである。

- 一 量的研究と人口学的推計
- 二 量と質との間の関係
- 三 経済的要因
- 四 社会心理学的要因
- 五 遺傳と環境
- 六 厂史的研究
- 七 人口学的立法
- 八 外国における人口学的研究

### 三、研究成果

研究成果は機関誌「人口」或はパンフレットとして公刊されているが、研究所の研究目的は人口政策の基礎資料作製あるが故に、研究所は主観的価値判断は避けてゐる。従つて研究は方法と技術の厳密性を以て客観的且て成果を生む如く努めてゐる。研究成果の発展と結論に關しては各々の註釈も

加えられていまい、主要なる研究成果に關する題目を示すと次の通りである。

- (1) 人口学的現状
- (2) 出生力の測定
- (3) 出生数の推計
- (4) 死亡率の研究
- (5) 寿命の延長
- (6) 人口の老令化
- (7) 優生学
- (8) アルコール中毒
- (9) 経済的マルサス主義
- (10) 社会的調査
- (11) 智能測定
- (12) 家族住宅
- (13) 社会的移動性と社会的毛細管現象
- (14) 家計予算
- (15) 婦人の労働
- (16) 家族立法
- (17) 地方人口増加
- (18) 移民

#### 四 中央研究機関の必要性

##### 人口学の領域

「デモグラフィ」なる言葉が初めて使用されたのは一八五五年アシール・ギイラール氏の「人間に関する統計即ち比較人口学の諸要素」の題名においてである。著者はこの「デモグラフィ」を以て「人口の数理的認識即ち人口の一般の変動とその質的、市民的、知的、道徳的状態の数量的認識」を意味するものと解釈している。この用語が比較的古いものであるとしても、それが示す内容としての科学はその提示せる意義の観点からみると新しいものである。近年に至るまで實際上「デモグラフィ」は殆んど統計的觀察に限定されていたのであるが、今日ではその初期の領域の邊を緩和、拡大し追加したのみならず、約一世紀前にギラール氏が定義の試みにおいて予想した広汎な領域、さえとも凌駕するに至つたのである。

人口の数と構造、その構成、その変動、その移動が社会的進歩を誘導するものであることは今日認められているところである。しかし「デモグラフィ」は数字を結合し、比較することをもつて満足するものではない。それは觀察された量的、質的変動の諸原因を認識しかつその諸影響を算定せんとするものである。公共当局はこのようにして明らかにされた結果を以て、始めて人口政策を遂行することが可能となるのである。しかるにこの人口政策はあらゆる部門に、即ち経済、労働、社会保証、内政、司法、財政、国防、教育、農業、食糧等に影響を及ぼすのである。政治的乃至社会的思想の圏外にあつて、立法ならびにその他の具体的手段を勧告することに「デモグラフィ」は限定される。

この任務は、「デモグラフィ」を数学と統計に従属せしめるが、しかし同様にいくたの科学に人

口学を關聯せしめる。それは實際において擇一的或は同時的に、人文地理・歴史・土俗学・社会心理学・生物学・経済学・比較法学等に援助を求めらるものである。以上の諸科学から、人口学は事實を保持しその<sup>意識</sup>を守り、<sup>技術</sup>を試験し、精神或は原理を同化し、そして補足的役割を明らかにする。しかしそれは<sup>独立</sup>の科学でないとしても、自主的な科学の行動をとり、積極的にして独自の地位を自ら創造せんとしているのである。

人間に關するあらゆる觀察は特定の坐標に關係づけることによつてのみ始めて価値を持ち、有用のものとする。換言すれば人間の現象を測定し得る一つの基準が決定されるのである。人口問題の諸側面は種々の科学によつて研究されるのであるが、それは「デモグラフィ」という基本坐標の上で全体として研究されるにすぎない。歴史家にとつては、人口状態は偶然の独立の事實ではなくて長い発展の結果となる。統計学者にとつては、人口の状態ならびに諸変動は人口学という「更新された結合」の科学が構成する数と諸方法を採つて始めて意味を有するものとなる。経済学者は多くの場合人口の要素を無視して富の生産と分配、生活水準、技術的進歩、貯蓄と投資、失業等を研究しているが、いづれも無視してよいわけではない。人間現象の制度的側面により、関心を持つ社会学者は、それを物理的環境、文化、歴史、との關係において研究するの<sup>必要</sup>を感ず、また人口数或は人口数の關係において研究している。生物学者は遺傳の要素と環境の要素との相互作用による集団行動の方向決定に没頭している。

人口学は社会生物学を完成せしめる。

事實に於てこれらの觀察の尺度は特殊の、部分的な形象を反映するにすぎない。根本坐標として

の人口学は、以上の如き断片的な側面を統合し、そして一定の向題を全体として研究しようとする。そしてそのような場合にも、眞の社会生物学は可能となるのである。

このような態度は人口の諸向題の性格自体によるものである。補足的用語で示せば、一七七八年以來モオーによつて認識され、一八三五年以來ケトラーによつて明確にされた量と質—人口向題はこの二重性の機能として研究されねばならぬ。たった一つの科学的説明によつて解決される本来の人口向題とゆうものは存しない。観察の接近と調整は免れぬ。例えば出生率と婚姻率はその生物学的諸條件と社会学的諸條件から分離することはできない、一つの人口の歴史的發展は技術的と統計技術に依頼せずして充分に把握することはできない。人口学は連鎖の如きものとして正当化される。そして人口学が一つの衆合的の思想の形態に到達しうるのは、たゞこの代價においてのみである。またその役割自体も二重性をもつてゐる。即ち科学としてはそれは畢竟、かゝるやうにして生ずるかを示さねばならぬ、即ち観察し、比較し説明せねばならぬ、また技術としてはそれは事實に及ぼす影響の仕方を岡心の対象とせねばならぬ。

「まづその相応しい有效な力をもたないすべての智識は、通俗的を恣意的を重要性をもつにすぎない。すべての智識は確められる能力の証述或は手段としてのみ価値あるにすぎない、……同様に倫理学と美学の諸向題はそれ自体立法、統計、歴史或は心理学の諸向題に分解される。」とホルヴァーリ―は述べてゐる。そして更に人文地理、社会学、生物学、経済の諸向題を追加列挙するまゝは、それは他々を定義した如き人口学の領域と殆ど一致すると言つてゐる。

基本坐標としての人口学は、人口の向題が後にまつてその他のすべてのものと支配する死活問題として再認識されるに至つて以來、議事日程によつてゐる。いくばくの訓えの接合は、人口学の最終

目標である眞の社会生物学の完成に導くにちがいない。ジャン・ガロードウが次の如く言ったときこのことを予想していたように思はれる。「すべてのその彼のの問題——それが財政上の、植民地の社会的の、國際的の問題であれ——が終局に於て帰属する唯一の問題はフランス國民の教と質の向題であることを我々自身欺いてはならない」と。

フランスにおける人口学的努力。

事與フランスにとつて人口問題は至上命令的のものである。三十年尺らすの向に三回の世界戦争は人口の量的、質的弱体化を招来したのであつて、この弱体化は歴史の過程において一方には全く無視されもしたが、また他方には深刻な人口学的不安を再生せしめた。一部個人は直感的に或は理性的に認識しているとはいへ、國民の認識は人口学の重大性を把握するに至つてゐる。しかし最近数年間に國民の漸次的な覚醒を示す徴候がいくつか現われてきてゐない。

次の二箇の時期は重要と意義深い段階を示している。

(1) 一九三九年七月、高等人口諮問委員会の示唆に基いて制定された極めて革新的な家族法典（*See Code de la famille*）

(2) 一九四五四年四月、公衆衛生省に人口、家族局が設置された後に公衆衛生省自体が人口、公衆衛生省と改稱された。

人口状態を常に關心の対象とする一個の省を持つてゐるのはフランスのみである。人口、公衆衛生省の行為は直接であることは稀であつて、むしろその他の行政の努力の調整で構成されてゐる。しかし直接間接にかかわらず、この行為の影響は極めて重大であつていくたの分野と対象としておるので取扱う問題の深刻な認識なしには効果を發揮しえないのである。

一箇の行政機関が行政活動と組織的研究の二重の任務をもつてゐる場合、後者の研究活動は緊急的且必要の圧力のために犠牲にされがちであることは経験の示すところである。従つてこのようき研究活動は本来の行政職務とまたま研究機関として分離することが望ましいのである。このようきな配慮の下に、人口学の多面性が認められて、一九四五年の終りに人口研究所が創設されたのである。

國立人口研究所條令

本條例はフランス共和國臨時政府がフランス解放委員會議置に因する一九四三年六月三日の布告をらびに一九四四年六月二日及び九月四日の布告によつて公衆衛生大臣と大藏大臣の管轄下に公布されたものである。

(國立人口研究所創設に關する條令四五―二四九号)

第一條 本研究所の名稱は國立人口研究所と稱す。財政自治権を賦与された公共機關にして人口・公衆衛生大臣に隸屬せしむ。

第二條 本研究所はあらゆる見地より人口問題の研究を行うことを目的とす。

この目的のために研究所は有益な資料、調査資料の蒐集、調査の実施、外國において行われた調査の検討を行い、人口の量的増加、質的改善に貢獻する物心兩面のあらゆる手段を研究し、かつ人口学的認識の普及に努むるものとす。

第三條 本研究所は人口、公衆衛生大臣の推薦により任命された所長これを統轄し、人口、公衆衛生大臣の裁決によつて指名された八人の委員で構成された行政審議會は所長を補佐する。

第四條 人口、公衆衛生大臣はその構成を決定し指名する専門技術委員會が科学的見地から所長を補佐す。

第五條 研究所の行政組織は大藏大臣が副署する議會の法律によつて定められる。職員的身分並びに給与は法律によつて定められる。



第六條 一九四一年十一月十七日の法律によつて設立された「人間の諸問題研究財団」と稱される公共機関は本法施行の日より廢止する。

第七條 人口・公衆衛生大臣によつて任命された臨時行政官は人口・公衆衛生大臣ならびに大藏大臣の副署する法律によつて定められる体様に従つて人間の諸問題研究財団の清算を行う。

第八條 国立人口研究所は当然人間の諸問題研究財団の土地建物に属する賃貸ならびに要求権の利益を承継する。

国立人口問題研究所の行政組織に関する一九四六年二月十一日の法律四六一  
一七四号

第二章 行政制度

第一條 国立人口研究所の行政審議会は次の者をもつて構成する

人口、公衆衛生省の代表者

労働省の代表者

文部省の代表者

経済省の代表者

建設省の代表者

大蔵省の予算長官或はその代表者

人口学に關する学識者中から任命された者二名、その中から委員長を選任する。

所長は行政審議会に列席し決議する権限を有する。

財政監督官は行政審議会に出席して發言する権限を有する。

第二條 行政審議会の委員の任命は人口、公衆衛生大臣が行いその任期は二年である。任免はいつでもできる。

第三條 行政審議会は一年に少くとも二回乃至は所長或は行政審議会の過半数の要求ある場合開会される。

第四條 行政審議会の決定は、執行委員の少くとも半数が出席した場合にのみ有效である。彼等の

氏名は議事録に記載される。

採決投票に際し可否同数の場合には会長裁決す。

決算書の承認に關する裁決は所長の出席を除いて行はれる。

議事録は八日以内に人口・公衆衛生大臣ならびに大藏大臣に提出される。

第五條 行政審議會は次の事項の審議に際し召集される。

- 1) 研究所予算ならびに修正
- 2) 所長ならびに会計管理の計算書
- 3) 不動産の取得、讓渡、交換、建設乃至は大修理
- 4) 贈与ならびに遺贈
- 5) 研究所の負担する賦課金と報酬
- 6) 定員に關する法令と報酬條件
- 7) 補助金ならびに援助の帰属の條件
- 8) 自己の創意に基くものであれ或は大藏省監査官の要求によるものであれ、人口・公衆衛生大臣によつて廻付されたすべての問題

第六條 法律或は規則によつて上級官庁の承認を必要とする場合は除いて、行政審議會の決議事項は、議事録の受領日から計算して十五日以内に人口・公衆衛生大臣又は大藏大臣に異議を申立てない限り実施しう。

第七條 次の事項は大藏大臣ならびに人口・公衆衛生大臣の協議せる裁決によつて承認されねばならぬ。

(1) 研究所の予算とその修正

(2) 不動産の取得、交換、譲渡ならびに建設

第八條 所長は市民生活のすべての行動において研究所を代表す。所長は研究所のサーゲイス全体を指導する。

所長は行政審議会の決議の執行を保障する

所長は予算計画を樹立し、研究所予算に明確に示された歳出予算額の範囲内において経費の支出を保障し、消算し、かつ支拂命令を發行する。

所長はその権限の全部或は一部を次長に委任することができる。

所長は毎年第一四半期中に研究所の諸活動ならびに成果に関する報告書をフランス共和国臨時政府大統領並びに人口、公衆衛生大臣及び大藏大臣に提出する

## 第二章 財政制度

第九條 所長は作製し行政審議会の決定せる予算はおそくとも前年の十月十五日までに人口・公衆衛生大臣ならびに大藏大臣の承認を得るために提出される。

第十條 追加予算は毎年前年度の終了後二ヶ月以内に作製される。それには前年度の収入剰余ならびに同年度の徴収と支拂の残が含まれる。

追加予算と年度中に必要と認められた修正ならびに同一款項内の予算の流用は予算と同じ形式の下に提出、議決、承認が行はれる。

第十一條 収入と支出の管理は一人の会計官吏が専任相当し、収入、債権、遺贈、贈与その他研究所の資産の確保、通告、訴訟、支拂催告に際し連帯せる債務者に対する手續、借貸借の満期につ

いでの所見に対する通報、時效の防止、権利、先取特権、抵当の保持の監守をならびにすべての証書の抵当登記の請求等を行う。

しかし訴訟を行う前に会計官吏は所長、所長は命令書によつてのみ訴訟を中止せしめうるに報告しかつ行政審議会の次の会議にかつねはならぬ。

会計官吏は所長が合法的に支払傳票をきつた支出に対しては支拂とせねばならない。会計官吏のみが現金と資産管理の資格を有する。

第十三條 会計官吏は大藏大臣と人口、公衆衛生大臣の省命によつて任命され更迭され罷免される。会計官吏は会計検査院に対して責を負い、大藏省の一般検査とセー又の大藏省中央收入官吏の審査をうける。

会計官吏はその業務執行の保證として、大藏大臣命によつてその金額が規定されている保證金を提供する。彼の資産に対する法的抵当は民法第一一一條の運用によつて研究所の債権債務に帰せられる。

第十四條 所長の行政上の会計は人口、公衆衛生大臣ならびに大藏大臣の協議に基く裁決によつて承認を受ける。

第十五條 国立人口研究所は、一九三五年十月廿五日の法令によつて予定された国家の会計検査に服する。会計検査官の権限は人口、公衆衛生大臣と大藏大臣の協議せる省令によつて規定される。

国立人口問題研究所専門技術委員会構成委員

- ロベール・デブレー委員長、パリ医科大学教授、医学会々員  
 ルイ・ビュグナール・ソールズ、医科大学教授、国立衛生研究所所長  
 アンリ・ブユンル、国立統計・経済学研究所、名誉行政監視官、前パリ統計協会会長  
 ガオルゲユ・ダルモア、パリ理科大学教授  
 ピエール・ドホア、パリ統計協会事務局長  
 ピエール・チオルヂユ、パリ大学文学部教授、パリ政治学研究所教授  
 チオルヂユ・ウールダン、全国家族聯盟会長  
 アドルフ・ランドリ、共和顧問、前大臣、高等人口委員会委員、国際人口研究連盟会長  
 ジアン・ランゲヰヴァン、自然科学助教授  
 ピエール・ラウワ、参事院請願委員、社会保障事務局長  
 アンリー、ローヂエ、パリ理科大学教授、国際連合事務総長補佐官  
 フランシス・ペラン、フランス大学教授、原子力委員  
 エマニユエル・レオン、参事院請願委員、人口、公衆衛生省の人口、社会扶助局長  
 ポール・リヴェット、代議士、国立博物館教授